



三条北ロータリークラブ週報

国際ロータリー会長 ウィリアム・ビル・ボイド 第2560地区ガバナー 中條耕二

会長 小林 満
幹事 本間重満
SAA 米山キクエ

例会日：火曜日 12:30 ~ 13:30

例会場：三条ロイヤルホテル TEL34-8111 FAX 34-8114

事務局：三条市本町 3-5-25 三条ロイヤルホテル内 TEL 35-7160 FAX 0256-35-7488

ホームページ <http://www.sanjo-nrc.org> メールアドレス north@sanjo-nrc.org

本日の出席：65名中44名

先々週の出席率：65名中48名 73.85%

前年同期90.16%

【4月の出席状況：会員数65名例回数4回

平均出席率76.16%（前年同月80.74%）】

先週のメイクアップ：

5月2日三条RCへ 石川勝行さん、笹原壯玄さん
梨木建夫さん、山上茂夫さん
岡田 健さん、高橋彰雄さん
山口龍二さん

本日のビジター：三条RCより 渡辺喜彦さん

本日の行事：

新会員入会式

坂井太一さん

卓話 佐藤啓策会員

幹事報告：本間重満幹事

- ・次週の例会は三条祭りの為お休みです。
- ・22日は「早朝例会」です。7:00出発



会長挨拶：小林 満会長



5月になりました。ゴールデンウィークの狭間で本日は例会出席会員が少ないのではないかと懸念しておりましたが、あにはからんや多数の会員が例会に出席して下さり有難く、厚く御礼申します。皆さんこのゴールデンウィークをいかがお過ごしですか？

いろんな計画の中でお出かけになる会員もいらっしゃるかと思いますが、お天気があまり安定しないようであります。

怪我、病気などなくお元気でみなさんと次週の例会を迎えたいものと思っております。

私は連日ゴルフ三昧の予定です。海外逃亡することなく、毎日大新潟カントリークラブの三条コースにありますので、緊急事態発生の場合などいつでも私の携帯にお電話下さい。私の携帯は年中無休、24時間営業です。

ロータリーでは8月会員増強拡大月間、9月新世代のための月間、10月職業奉仕、米山月間、11月ロータリー財団月間、12月家族月間、1月ロータリー理解推進月間、2月世界理解月間、3月識字率向上月間、4月雑誌月間、6月親睦活動月間、と言うように月間化されておりますが5月と7月だけは何もありません。

5月は次年度に向けての地区協議会や家庭会合が開催される月です。従って山中年度が既に始動して

いるというわけで、何々月間が無いのだろうと理解しています。

***山中次年度会長より** 家庭会合の会場、出席の確認。12日の地区協議会の確認

ニコニコボックス：8日現在累計1,074,000

渡辺 喜彦君(三条RC) 今日はお世話になります。
北RCさんには久しぶりのメイクアップです。今日は早めに帰らせていただきます。今日の卓話、佐藤さんお聞きできなくて残念ですが宜しく願い致します。

小林 満君 坂井太一さんの入会に感謝して。佐藤啓策先生、卓話ご苦労様です。

本間 重満君 //

米山キクエ君 //

相田 恒彦君 佐藤さん先日は激励をありがとうございました。本日の卓話、ご苦労様です。宜しく願い致します。

佐藤 弘志君 坂井さんの入会をお祝いして。佐藤先生の卓話楽しみにしております。

大野 新吉君 坂井新入会員さん入会ありがとうございました。今後宜しく願います。佐藤先生本日の卓話ご苦労様です。私は三条地区交通安全管理者講習会の午後の部に出席の為早退させていただきます。合掌

羽賀 一夫君 四つのテストの歌は小林会長が歌っ

ているのですか？

阿部 勝子君 晴れ晴れとした良いお天気で……。本日の卓話、佐藤さんありがとうございます。宜しく願い致します。

米山 忠俊君 今年のゴールデンウィークは久しぶりに親戚の方々と会う機会があり思い出に残る日を過ごしました。

堀川 正幸君 4月29日～5月3日迄、家内、娘2人計4人で屋久島に行って来ました。私は宮之浦岳に登り、帰りに縄文杉に会ってきました。5月2日には宮崎駿作品の“もののけ姫”のモデルになったもののけの森を歩いてきました。自然豊かな島で大変楽しかったです！

馬場直次郎君 坂井太一さんのご入会を歓迎して！
斎藤 正君 佐藤啓策さんの卓話楽しみにしています。

星野 義男君 佐藤啓策さんの卓話に感謝して！！
岡田 健君 佐藤さん卓話楽しみにしています。

佐藤 文夫君 BOXに協力

大橋 政雄君 //

新会員入会式



新入会員プロフィール

氏 名 坂井 太一

生年月日 昭和51年3月6日

会 社 名 県央ビルメンテナンス

役 職 名 代表

会社住所 燕市井土巻2-238

TEL 63-3699 FAX 63-4027

自宅住所 三条市塚目5-13-16

TEL 35-2993



今度の、全研ビルサービスの佐藤社長のご好意により皆様のお仲間に入れていただくことになりました。まだ若く人間としても、経営者としても未熟ですが皆様のご指導を頂ければと思っております。1日も早く皆さんに興味を持っていただきお役に立てるようにしたいと思います。宜しく願いします。

卓 言 舌 : 「労使紛争防止の知識と労務管理」 佐藤啓策会員

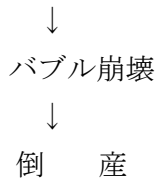
1. 労使紛争の急増とその原因

総合労働相談・助言及び指導申出受付・あっせん申請受理件数の推移

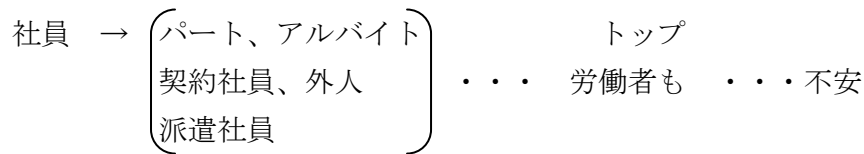
		平成17年度	平成16年度	平成15年度	平成14年度	平成13年度 下期
労働局・労 基署内など でのワンス トップ総合 労働相談コ ーナー	相談件数	907,869	823,864	734,257	625,572	251,545
	民事上の 個別労働 紛争相談 件数	176,429	160,116	140,822	103,194	41,284
都道府県労 働局長によ る助言・指 導	申出受付 件数		5,287	4,377	2,332	714
紛争調整委 員会による あっせん	あっせん 申請受理 件数		6,014	5,352	3,036	764

【個別労働紛争解決制度施行状況 厚生労働省】

(1) 終身雇用 先行不安のない社会



リストラ (50才以上全員/不採算部門)



会社に対する忠誠心が薄くなった

(2) 労働者の権利意識の高揚と法令遵守の気運が高まった

(3) 労働者がインターネットで簡単に調べられるようになった

2. どんな問題が多いか

100万円以上の割増賃金の是正支払事案

	平成16年度	平成15年度	平成14年10月 ～平成15年3月	平成13年4月 ～平成14年9月
企業数	1,437	1,184	403	613
対象労働者数	169,111	194,653	63,873	71,322
是正支払額 (万円)	2,261,314	2,387,466	723,899	813,818

【監督指導による賃金不払い残業の是正結果 厚生労働省】

3. 解雇

(1) 解雇制限

- ① 業務上負傷又は疾病にかかって療養の為休業する期間及びその後 30 日間
- ② 6 週間以内（多胎妊娠－14 週間）に出産予定の女性が休業を請求した場合のその期間及び産後 8 週間 ……………
- ③ その他育児介護休業法、男女雇用機会均等法、労組法にも解雇禁止規定がある

(2) 解雇予告

解雇をする場合は 30 日前に本人に対して解雇予告するか、又は平均賃金の 30 日分の解雇予告手当を支払って解雇する。

(3) 解雇予告手当の除外

- ① 日々雇い入れられる者
- ② 2 ヶ月以内の期間を定めて使用される者
- ③ 季節的業務に 4 ヶ月以内の期間を定めて使用される者
- ④ 試の使用期間中の者

↓

14 日を超えて引続き雇用されるに至った場合

↓

解雇予告が必要になる

(4) 解雇権乱用の禁止（平成 15 年 7 月に追加された）

解雇が ①客観的に合理的な理由を欠き

②社会通念上相当であると認められない場合

} → 無効

(5) 解雇に伴うトラブル防止策 ———— 解雇については慎重に行う

A. 普通解雇、懲戒解雇

- ①就業規則の中に一定以下の社員を解雇できるように漏れのないように入れる
 - ②採用試験を慎重に行う
 - ③試用期間中に勤務振りを良く見る
 - 問題行動等があった時
 - a. 記録を取って残す
 - b. 本人に注意をする
 - c. 処分をする
- 始末書を取る、減俸、出勤停止、降格

B. 整理解雇

①経営不振等のために従業員を縮減する必要に迫られたという理由

↓

一定数の労働者を余剰人員として解雇する場合

↓

原則自由

②実務的には下記の 4 要件すべての充足を念頭におくべき

- a. 人員削減の必要性 —————→ 人員の削減をする経営上の必要性があること
- b. 整理解雇の回避の努力 —————→ 整理解雇する前に希望退職等、整理解雇を回避する手段を尽くしていること
- c. 被解雇者の人選の合理性 —————→ 被解雇者の合理的な解雇基準の設定とその公平に適用が図られていること
- d. 手続の妥当性 —————→ 労働者側と誠実に協議をしていること

4. 賃金不払い残業（時間外、休日、深夜労働）

(1) 賃金の計算は労働時間であるのが基本

出来高給でも労働時間に応じ一定額の賃金の保障が必要

(2) 研修、会議も労働時間となる

(3) 対策

①時間外等については、上司による命令又は、承認制を規定する

②給与体系を変更する

③早朝勉強等を評価項目から外し、以下

a. 受けなくても仕事ができる内容にとどめる

b. 受講を昇格の条件としない

c. 参加を自由とする

④労働時間の制度を見直す。休憩時間も含め

変形時間労働制（@ 1 週間、1 ヶ月、1 年）

事業場外のみなし労働時間制・裁量労働制

⑤普段、恒常的に時間外労働が行われているのを放置しておき、それが労働基準監督署の調査等で見つかり、時間外労働等の賃金の支払命令が出るので、改善しておく必要がある

⑥教育訓練で仕事のスピードを上げる

⑦業務改善で必要なくなった作業を中止したり、やり方を改善したりする

⑧外注化、パート等コストの安い方への切替等

5. その他、支払命令について

・法的には時効は 2 年

・労基署は 3 ヶ月の遡及支払命令（又は 6 ヶ月）が実態

・労働基準法では未払賃金と同額の付加金を労働者が裁判所に求めても良いとしているので争わないほうが良い

6. 個別労働紛争の具体的解決方法

(1) 紛争の自主的解決

(2) 都道府県労働局長による情報提供、相談等

(3) 都道府県労働局長による助言及び相談等

(4) 紛争調整委員会によるあっせん

（紛争調整委員）

無料

(5) 地方公共団体の施策等

労働委員会（公労使の 3 者構成）

無料

(6) 労働審判制度

有料

(7) 裁判所への調停の中立

有料

(8) 裁判所での本裁判

有料